

厚生委員会陳情説明資料

令和4年8月19日

件名	頁
1 受理番号7 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の 改正を求める国への意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(衛 生 部)

件名	<p>受理番号7</p> <p>建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情</p>																				
所管部課名	衛生部衛生管理課																				
陳情の要旨	建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、国への意見書の提出を求める。																				
陳情者等	請願文書表のとおり																				
内容及び経過	<p>1 制度施行までの経緯</p> <p>建設アスベスト訴訟 平成27年から令和3年5月</p> <p>全国各地で、建設業務に従事していた元労働者等とその遺族が、石綿による健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を請求した訴訟</p> <p>令和3年5月17日 最高裁判決において国敗訴の判決が言い渡された。</p> <p>令和3年6月9日 議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布。</p> <p>令和4年1月19日 制度施行</p> <p>2 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給制度</p> <p>(1) 対象</p> <p>以下のア～ウの要件を満たす方が対象</p> <p>ア 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、</p> <p>イ 石綿関連疾病にかかった</p> <p>ウ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和47年10月1日から昭和50年9月30日</td> <td>石綿の吹付け作業に係る建設業務</td> </tr> <tr> <td>昭和50年10月1日から平成16年9月30日</td> <td>一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>石綿関連疾病： ①中皮腫 ②肺がん ③著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ④石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） ⑤良性石綿胸水</p> <p>(2) 給付内容</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のない者</td> <td>550万円</td> </tr> <tr> <td>2 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のある者</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>3 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない者</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>4 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のある者</td> <td>950万円</td> </tr> <tr> <td>5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者</td> <td>1,150万円</td> </tr> <tr> <td>6 上記1及び3により死亡した者</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>7 上記2、4及び5により死亡した者</td> <td>1,300万円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	業務	昭和47年10月1日から昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務	昭和50年10月1日から平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務	1 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のない者	550万円	2 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のある者	700万円	3 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない者	800万円	4 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のある者	950万円	5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円	6 上記1及び3により死亡した者	1,200万円	7 上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円
期間	業務																				
昭和47年10月1日から昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務																				
昭和50年10月1日から平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務																				
1 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のない者	550万円																				
2 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のある者	700万円																				
3 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない者	800万円																				
4 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のある者	950万円																				
5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円																				
6 上記1及び3により死亡した者	1,200万円																				
7 上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円																				

	<p>3 他の石綿健康被害者に対する支援制度</p> <p>(1) 労働者災害補償保険制度（労災保険制度） 労働者が業務上の事由で石綿を吸入し、それが原因で石綿関連疾病にかかったり死亡した場合で、業務災害と労働基準監督署長から認定を受ければ労災保険の給付を受けられる。</p> <p>(2) 石綿健康被害救済制度 石綿による健康被害を受けた方及びその遺族で、労災保険制度やその他の災害補償制度による補償を受けられない場合に、石綿健康被害救済制度による給付を受けることができる。</p> <p>区は、国や独立行政法人環境再生保全機構に協力し、この救済制度の施行時から救済に係る認定申請受付業務を受託している。また、石綿に関する健康被害の相談に対しては、専門外来のある医療機関を案内している。</p>
<p>問題点等</p>	